

浜 健 介 第 502 号
令 和 2 年 11 月 2 日

市内居宅（介護予防）サービス事業所 管理者 様
市内地域密着型（介護予防）サービス事業所 管理者 様
市内居宅介護支援事業所 管理者 様
市内介護保険施設 施設長 様
市内介護予防支援事業所 管理者 様

浜松市長 鈴木 康友

令和2年度浜松市介護サービス事業者説明会（集団指導）の開催について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年度の本市の集団指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信による遠隔方式で、下記のとおり開催します。
つきましては、事業所の管理者等の事業の運営に責任のある立場の方は必ず受講していただきますようお願いいたします。

記

1 日程

別表「令和2年度集団指導の受講について」のとおり

2 説明内容

- (1) 全般の留意事項
- (2) 各サービス種別の共通事項
- (3) 各サービス種別の留意事項等

3 受講方法

下記の順により受講してください。

- ①浜松市ホームページ（[浜松市ホームページトップページ](#)）→事業者の方→福祉・介護→介護保険事業者の皆様へ→[浜松市介護サービス事業者説明会（集団指導）について](#)）から受講しようとする動画に対応した集団指導資料を印刷又はダウンロードし、お手元に御用意ください。集団指導資料を基に、動画で説明します。また、動画での説明はありませんが、静岡県国民健康保険団体連合会等からの参考資料がありますので、必ず御確認ください。
- ②別表1「令和2年度集団指導の受講について」に定める期間内に、受講対象動画を視聴してください。なお、各動画のURLは、別表2「令和2年度浜松市集団指導 配信動画一覧表」のとおりです。
- ③動画の視聴が終わりましたら、別表1「令和2年度集団指導の受講について」に定める期間内に、受講確認票にて回答してください。（今年度の集団指導の受講確認は、受講確認票の回答をしていただくことで受講したものとみなします。）

4 その他

- ・動画の音声はコンピュータによる読み上げのため、発音等でお聞き苦しい点がありますが、あらかじめ御了承ください。
- ・資料及び動画の無断転載・無断使用は固く禁じます。

お問い合わせ先：

浜松市健康福祉部介護保険課
担当 指導第1・第2グループ
電話 053-457-2875・2787

別表1 令和2年度集団指導の受講について

◎集団指導の受講について

開催日（動画配信日）	対象サービス種別	受講対象動画
<p style="text-align: center;">令和2年11月2日(月) ～11月18日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション 	①「令和2年度集団指導 全般の留意事項」（必須） ②「令和2年度集団指導 通所系サービス共通事項」（必須） ③サービスごとに受講対象動画が異なります。以下のうち、貴事業所のサービスが含まれる動画を選択して視聴してください。 <ul style="list-style-type: none"> 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 →「令和2年度集団指導A」 通所リハビリテーション →「令和2年度集団指導B」
	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	①「令和2年度集団指導 全般の留意事項」（必須） ②「令和2年度集団指導 訪問系サービス共通事項」（必須） ③サービスごとに受講対象動画が異なります。以下のうち、貴事業所のサービスが含まれる動画を選択して視聴してください。 <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護 →「令和2年度集団指導C」 訪問リハビリテーション →「令和2年度集団指導D」 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 →「令和2年度集団指導E」
	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援 介護予防支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 	①「令和2年度集団指導 全般の留意事項」（必須） ②「令和2年度集団指導 居宅・福祉用具共通事項」（必須） ③「令和2年度集団指導F」（必須）
	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 短期入所療養介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 	①「令和2年度集団指導 全般の留意事項」（必須） ②「令和2年度集団指導 施設系サービス共通事項」（必須） ③サービスごとに受講対象動画が異なります。以下のうち、貴施設（事業所）のサービスが含まれる動画を選択して視聴してください。 <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護 →「令和2年度集団指導G」 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 →「令和2年度集団指導H」 介護老人保健施設、短期入所療養介護 →「令和2年度集団指導I」 介護医療院 →「令和2年度集団指導J」

※動画に対応する資料は、浜松市ホームページの「浜松市介護サービス事業者説明会(集団指導)について」(浜松市ホームページトップページ→事業者の方→福祉・介護→介護保険事業者の皆様へ→浜松市介護サービス事業者説明会(集団指導)について)から御準備ください。

※下記の資料(動画なし)についても必ず御確認ください。

- ・参考資料(指導方針等)
- ・参考資料(静岡県国民健康保険団体連合会より)
- ・参考資料(浜松市役所関係各課より)

◎受講確認票について

回答期間	留意事項等
<p style="text-align: center;">令和2年11月2日(月) ～11月24日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の集団指導は、受講確認票の回答を提出していただくことで受講したものとみなします。 ・浜松市ホームページ内の受講確認票回答ページ(浜松市ホームページトップページ→事業者の方→福祉・介護→介護保険事業者の皆様へ→浜松市介護サービス事業者説明会(集団指導)について)より回答し、送信してください。 ・複数の事業所(施設)を運営している事業者につきましては、各事業所(施設)ごとに回答してください。 ・期限内に受講確認票を提出されない場合は、今年度の集団指導は未受講とみなし、実地指導の優先実施の資料としますので御承知おください。 ・御回答いただいた内容は、今後の実地指導及び集団指導の参考にさせていただきます。